

令和3年 2月17日
自動車局
審査・リコール課

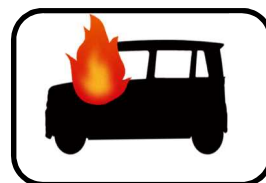
発炎筒の誤使用に注意！ ～車両火災になることがあります～

駐車中に幼児が発炎筒をさわっているうちに発火させ、車に燃え移り全焼する事故がありました。お子さまが誤って発炎筒を使用した場合、やけどなどで負傷したり、車に燃え移り火災が発生したりするおそれがあり大変危険ですので、くれぐれもお子さまがさわることがないようにご注意ください。

国土交通省では、再発防止の観点から注意啓発用チラシ(別紙)を作成し、HPに掲載するとともに関係団体を通じてユーザーに注意喚起と周知徹底を図ることとしました。

● 発炎筒の使用上の注意

- **お子さまには、絶対にさわらせないでください。**
いたずらなどで発火するおそれがあり、大変危険です。
- **燃料などの可燃物の近くで使用しないでください。**
引火して、やけどなどにより、重大な障害を受けるおそれがあり危険です。
- **点火は必ず車外で行ってください。**また、使用中は、顔や身体に近づけないでください。やけどなどにより重大な障害を受けるおそれがあり危険です。
- **トンネル等の煙がこもる様な場所で使用しないでください。**煙で視界が悪くなり、他車の走行の妨げとなり事故をまねくおそれがありますので、トンネル等では非常点滅表示灯等^{*}を使用してください。



※火気を使用しないLEDを用いた非常信号用具も発炎筒の代わりに使用することが可能です。

問い合わせ先:

国土交通省自動車局審査・リコール課 竹村、西野、渋谷
代表:03-5253-8111(内線)42352
直通:03-5253-8597、FAX:03-5253-1640

【添付資料】

注意啓発用チラシ